

医療安全対策指針

第 5 版

2022 年 4 月 1 日

医療法人社団協友会

東川口病院

医療安全対策委員会

001 - 5

改定履歴

発行日 改定日	改定 版番号	変更内容	作成	承認
1999年11月	初版	初版作成	佐藤幸子	田辺知宏
2007年6月	第2版	名称変更 医療安全対策マニュアル ⇒医療安全対策指針文書変更 4.2 医療安全対策委員会の設置	成田 亨 秋山 京子	田辺知宏
2012年9月	第3版	5.2.1 報告 報告方法の詳細を電子カルテに対応 するように変更	神谷徹也	田辺知宏
2029年1月	第4版	患者相談窓口設置要綱見直し	瀬木谷彰仁	田辺知宏
2022年4月	第5版	9 用語の定義を追記	神谷宏美	田辺知宏

本文書は、非営利目的である場合に限り、引用・再配布・送信を認めます。
 ただし、営利目的の場合は、事前に文書で申請し承認を受けなければなりません。
 いずれの場合も、当院が著作権を放棄することはありません。
 本書に掲載されている会社名、製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。

目次

1. 医療安全管理に関する基本的考え方	1
2. 安全管理のための組織に関する基本的事項	1
3. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針	1
4. 安全管理のための職員研修に関する基本方針	1
5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針	1
6. 医療従業者と患者との間の情報の共有に関する基本方針	2
7. 患者からの相談への対応に関する基本方針	2
8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針	2
9. (用語の定義)	2

1. 医療安全管理に関する基本的考え方
 - 1) 「ひとは誰でも間違える」という前提に基づき、それを誘発しない環境や、その間違いが事故に発展しないシステムを組織全体として整備していく。又、患者さん・ご家族からも協力を得ることで、より安全で質の高い患者参加型の医療を提供できるように努める。

2. 安全管理のための組織に関する基本的事項
 - 1) 安全管理部に医療安全対策係を置く。
 - 2) 専任の医療安全管理者を置き、統括的に院内の安全管理に努める。
 - 3) 医療安全に関する全般的事項を審議する委員会として、医療安全対策委員会を設置する。主に各所属長で構成する。
 - 4) 医療安全活動の実働組織として、医療安全管理者会及び分科会を設置する。各部署、各部門より選抜したメンバーで構成し、再発防止の為、医療安全対策委員会への審議事項を検討する。
 - 5) 発生した医療事故に適切に対応するため、院内医療事故調査委員会を設置する。また、予期せぬ死亡事故に対しては医療事故調査制度に基づき、医療事故の事実調査や再発防止について検討し、組織としての対応を示す。

3. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
 - 1) 医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全対策マニュアルを作成し、必要に応じて適宜修正を行う。
 - 2) 医療事故などが発生する危険性のあった事例については、速やかに安全管理報告書（インシデントアクシデント報告システム）による報告を推奨する。報告された事案については、事実関係を把握し、原因分析調査を行い、改善策を立て周知徹底する。改善策が有効に機能しているか点検・評価し、必要に応じて見直しを図るものとする。

4. 安全管理のための職員研修に関する基本方針
 - 1) 医療事故防止に係る職員の意識改革と安全管理意識の高揚並びに医療の質向上を図る為、全職員を対象とした教育・研修を年2回以上計画的に実施する。

5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針
 - 1) 第一に患者さんの生命及び健康と安全を最優先に考え行動する。
 - 2) ご家族への連絡・説明は速やかに、主治医が事実を説明する。
 - 3) 事故の状況は経時記録を行い、事実のみを客観的かつ正確に記録する。又、事故の状況や説明内容、その時の家族の反応を詳細に記録する。
 - 4) 定められた報告ルートに則って病院長へ報告する。病院長は必要に応じて関係機関への報告・対応を行う。

- 5) 事故が発生した場合は、速やかに事故原因の究明、今後の対応策を検討するため院内医療事故調査委員会を設置する。この委員会は幹部会メンバー及び医療安全管理者等で構成され、病院長が召集する。又、予期せぬ死亡事故に対しては、医療事故調査制度に基づき必要に応じて第三者機関により客観的に判断し、原因究明と再発防止に努める。
6. 医療従業者と患者との間の情報の共有に関する基本方針
本指針の内容を含め、職員は患者さんとの情報共有に努めると共に、院内、ホームページに掲示し、患者さん及びそのご家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。
7. 患者からの相談への対応に関する基本方針
患者相談窓口を設置し、患者及びそのご家族からの意見を医療安全管理に反映していく。
8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針
職員は職務の遂行に当たって、常日頃から医療事故の発生を防止するよう細心の注意を払わねばならない。
9. (用語の定義)
第3条
(1) 医療事故 (アクシデント)
医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で以下の場合を含む。尚、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。
① 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合。
② 患者が廊下で転倒し、負傷した事例のように医療行為とは直接関係しない場合。
③ 患者についてだけでなく、注射針の誤刺のように医療従事者に被害が生じた場合。
- (2) 過失
行為の違法性、客観的注意義務違反を言う。
注意義務とは、結果の予見義務、結果発生回避義務があり、医療事故発生時には、これらの点を問われることとなる。
- (3) 医療過誤
医療従事者が医療の遂行において、医療的準則 (医療水準) に違反して患者に被害を発生させた行為をいう。

(4) ヒヤリハット事例（インシデント）

患者に被害を及ぼすことは無かったが、日常診療の現場で、「ヒヤリ」としたり「ハッと」したり、といった経験を有する事例。患者には実施されなかったが仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合。

(5) 医療紛争

医療行為あるいは医療関連サービスにおいて、患者（家族）より医療関係者にコンフリクトが生じた状態である。医事紛争＝医療事故（過誤）ではなく、インシデントや不十分なインフォームドコンセントでも医事紛争は起こる。